

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」への外部結合について
--------	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：福祉部高齢者支援課）

事業の概要

事業名	「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」への外部結合について															
担当課	高齢者支援課															
目的	認知症高齢者及び認知症等の疑いのある高齢者（以下「認知症高齢者等」という。）が、徘徊等により行方不明になった場合や身元不明で保護された場合に、事態の早期解決を図ることを目的とする。															
対象者	行方不明、身元不明認知症高齢者等															
事業内容	<p>東京都では、平成22年度から行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムを運営している。このシステムでは、都は行方不明、身元不明の認知症高齢者等の情報を、都内各市町村からFAXやメール等により受け付け、都内各市町村等にFAXやメール等により情報提供するため、当該情報を一元管理している。</p> <p>新宿区では、現在、上記内容に呼応し、都に行方不明、身元不明の認知症高齢者等の情報を外部提供し、行方不明等の早期解決に努めている（平成27年第2回本審議会承認事項）。</p> <p>一方、都は、平成27年6月から区市町村、関係機関向けの「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト（資料22-1から資料22-3まで）」の運用も開始している。このサイトでは、都は行方不明、身元不明の認知症高齢者等の情報を、このサイトに加入している都内各市町村のパソコンからの入力により受け付け、当該都内各市町村等は、パソコンによりこのサイトを閲覧している（新宿区は、現在このサイトに加入していない）。</p> <p>しかし、都は、平成29年度中には従来の行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムでの対応を終了して、「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」に一本化することとしている。</p> <p>都は、行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムに提供された情報に関しては、行方不明認知症高齢者等情報共有サイトへの移行は行わない。このサイトによる都内各市町村等への情報提供が必要であれば、各区市町村で入力する。</p> <p>区としては、引き続き認知症高齢者等の情報照会や身元確認等を迅速に行う必要があるため、外部結合にて同サイトの利用を開始するものである。</p> <p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外部結合」で提供する個人情報の項目は、現行の外部提供項目と同一である。 ・ オンライン（インターネット回線）で使用できる端末及び操作可能な者は限定する。（端末：1台 操作可能な者：高齢者支援課の指定職員4名） ・ 区のイントラネットパソコンと都福祉保健局の行方不明認知症高齢者等情報共有サイトのサーバを結合する。 <p>《「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」概要》（資料22-1から資料22-3まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明者検索依頼又は身元不明者照会依頼を、「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」を通じて都に行う。依頼の範囲は、区が選択する。 ・ 東京都は、都内区市町村宛及び区からの依頼に応じて、関東6県の市町村、警視庁にも情報を周知する。 ・ 行方不明者が発見された場合又は身元不明者の身元が判明した場合は、区は、行方不明認知症高齢者等情報共有サイトを通じて検索依頼解除又は身元不明者照会解除の手続きを行う。 <p>外部提供件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成27年度</td> <td style="width: 20%;">行方不明者</td> <td style="width: 10%;">0件</td> <td style="width: 20%;">身元不明者</td> <td style="width: 10%;">0件</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>行方不明者</td> <td>1件</td> <td>身元不明者</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>行方不明者</td> <td>1件</td> <td>身元不明者</td> <td>1件</td> </tr> </table>	平成27年度	行方不明者	0件	身元不明者	0件	平成28年度	行方不明者	1件	身元不明者	0件	平成29年度	行方不明者	1件	身元不明者	1件
平成27年度	行方不明者	0件	身元不明者	0件												
平成28年度	行方不明者	1件	身元不明者	0件												
平成29年度	行方不明者	1件	身元不明者	1件												

件名「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」への外部結合について

保有課(担当課)	高齢者支援課
登録業務の名称	「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」関連事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区民で行方不明になった認知症高齢者等のうち親族等から相談のあった者及び新宿区内で保護された身元不明認知症高齢者等 2 行方不明者に係る情報項目 氏名、性別、生年月日、住所、発生日時、行方不明時の場所及び状況、過去に保護された場所、行きそうな場所、身体的特徴、服装、持ち物、認知症の有無、名前、住所を言えるか、特記事項、連絡先、発信元、本人の写真、警察への届け出の有無、発見時の状況(場所、発見者、状況、経緯) 3 身元不明者に係る情報項目 氏名、性別、生年月日、保護日時、保護時の場所及び状況、身体的特徴、服装、持ち物、本人の発している言葉、情報等、連絡先、発言先、本人の写真、身元判明の経緯
結合の相手方	東京都福祉保健局
結合する理由	認知症高齢者等が徘徊により行方不明となった場合、又は徘徊により身元不明となった認知症高齢者等を保護した場合に、区は、都に当該情報を提供し、都が広域的に情報を周知することにより、事態の早期解決を図っている。平成29年度中には、行方不明認知症高齢者等情報共有サイトに一本化されるため、区から都へ当該情報を提供する場合、都の行方不明認知症高齢者等情報共有サイトを利用する必要がある。
結合の形態	インターネット回線を利用し、東京都福祉保健局「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」のサーバと区のイントラネット端末を接続し、上記の結合される情報項目について、入力、閲覧を行う。
結合の開始時期と期間	本審議会承認後(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 IPアドレス(※1)による接続先制限をする。 2 パスワードによるサイトへのアクセス制限を行う。 3 不正アクセス対策(ファイアウォール(※2)、DMZ(※3)等の経路分離等)、マルウェア(※4)対策、脆弱化対策等、物理対策(情報窃盗・侵入対策)等のセキュリティ確保を行っている。また、セキュリティに関する各種基準やガイドラインに対応している。 4 TLS(※5)による通信の暗号化を行う。 5 最新のセキュリティパッチ・ウイルスパターン適用により、通信及びデータのセキュリティを確保している。 <p>※1・・・インターネット等に接続したパソコンや通信機器に割り当てられた個別識別の番号をいう。</p> <p>※2・・・LANが外部のネットワークと接続している部分に配属されているセキュリティ機器をいう。</p> <p>※3・・・インターネットなどの外部ネットワークと、社内ネットワークの中間に作られたネットワークの区域のことをいう。</p> <p>※4・・・悪意を持って作成されたソフトウェアのことをいう。</p> <p>※5・・・インターネット上でデータを暗号化して送信できるトランスポート層をいう。</p>